写

福島賃審発第12号
令和８年８月20日

福　島　労　働　局　長
岡　田　直　樹　　殿

福島地方最低賃金審議会
会　長　熊　沢　　透 [redacted]

福島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年６月29日付け福島労発基0629第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので答申する。

なお、上記結論については、全会一致に至らず、別紙２の公益委員見解を示した上での採決によるものであることを申し添える。

また、当審議会としての政府及び福島県に対する要望については、別紙３のとおりである。

別紙１

福島県最低賃金

福島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　　福島県の区域

２　適用する使用者
　　前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間　１，０９４円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　　法定どおり

別紙２

公益委員見解

令和８年度の福島県最低賃金の改定に当たっては、４回にわたって当審議会を開催し、最低賃金法第９条第２項に定められた法定三要素に基づき、各種指標や最新の経済雇用状況等地域の実情を踏まえ、真摯な議論を行い、十分審議を尽くしたところである。

審議においては、労働者代表委員及び使用者代表委員の主張を考慮しつつ、当審議会として一致点を取りまとめるべく最大限努めてきたところであるが、労使双方から一定歩み寄りはあったものの、主張に隔たりがあり、最終的な合意には至らなかった。

このため、公益委員としては、法定三要素、県内を取り巻く経済情勢及び労働環境の実情並びに中央最低賃金審議会の示した目安答申及び目安制度の在り方に関する全員協議会の考え方を踏まえたこれまでの検討結果を総合的に勘酌して、公益委員としての見解を表明することとする。

現行の福島県最低賃金 時間額１，０３３円を６１円引き上げ１，０９４円とする。
発効日については法定発効とする。

労使各委員が主張する額とはなお隔たりのある額ではあるが、福島県内の最低賃金近傍で就労する労働者の労働条件の改善、地域経済の健全な発展に労使ともども力を合わせて取り組んでいただきたく、本提案に対して是非とも御理解と御賛同を賜りたい。

公益委員として、本結論に至った理由は、以下のとおりである。

１　引上げ額について

法定三要素に関連するデータ等に基づき、種々の検討を行ったところ、福島県内の現状について、以下の状況にあると認められた。

⑴　労働者の生計費と密接に関連する消費者物価の上昇率について、福島県内においては、全国と同様の傾向がみられ、物価上昇は継続しているものの、その上昇は昨年より鈍化している。また、全国との比較において、その上昇率は全般的にみるとやや低い傾向にある。

⑵　賃金上昇率について、福島県内の企業は、全国の傾向と同様、引き続き、上昇傾向にある。また、全国との比較において、福島県内の企業全体としての賃金上昇モメンタムはやや弱い傾向といえる一方、中小企業（労働者数 300 人未満の企業）の賃金上昇モメンタムは強い傾向にある。

⑶　通常の事業の賃金支払能力に関する指数について、「福島県」は、「全国」との比較において、売上高経常利益や一人当たりの国民所得の対前年増加率が高い傾向がみられる一方、直近では中東情勢の影響による売上高等の落ち込みもみられるほか、価格転嫁率をみると価格転嫁が進んでいない傾向や、国内企業物価指数における「全国」との比較において「仕入価格」の上昇割合が「販売価格」の上昇割合よりも相対的に高い傾向がみられる。

これら法定三要素に関連する各種データの分析からは、福島県内の状況が、概ね「全国」と同様の傾向を示すとともに、各数値や割合については、全国平均を「上回るもの」、「下回るもの」が混在している状況が認められた。

こうした傾向がみられる中、本県の最低賃金の引上げ額の決定に当たっては、目安引上げ額（Bランク56円）が全国的な傾向を織り込んだ上で示されているものであることに配意した上で、県内の特筆した傾向や特性も十分に踏まえなければならない。

その観点でいえば、全企業数に占める「300人未満の労働者を雇用する企業の割合（事業所数ベース）」が約92%を占め、「全国」の約86%を上回っている（総務省統計局「令和3年経済センサス―活動調査」による）本県において、300人未満の労働者を雇用する企業の賃金上昇モメンタムが相対的に強くみてとれる傾向がみられる点が特筆すべき傾向といえ、この点を重視すべきと考える。

加えて、6県（宮城県、山形県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県）と県境を接し、かつ、当該県を含む各近隣地域との交通面でのアクセスが比較的しやすい環境下にある本県において、福島県内の企業で働く労働者の流出防止は喫緊の課題であり、その観点からも県内企業の魅力を高めていくことは重要であると考える。

今年度の審議においては、「最低賃金が県内企業における労働人口の流出に歯止めをかけられるほど『企業の魅力』を示す指標となり得るのか」という点について議論がなされ、労使双方から意見が出された。その議論によれば、労使双方、その程度や捉え方について一定の違いはあるものの、その点においても、最低賃金が県内企業全般に影響を与え得る一つの要素として無視はできないという点は、労使共通の認識であったと受け止めている。

こうした観点も踏まえ、引き続き、地域間格差の是正を図っていく必要があると考えており、種々の状況にかんがみ、単年で大きく縮小を図っていくことは適当でないとしても、徐々にその是正を図っていくことの必要性には配意しなければならない。

以上を総合的に斟酌した結果、今年度ついては、中央最低賃金審議会が示した目安引上げ額に5円上乗せした61円（5.9%）引き上げることが妥当と判断したものである。

2　発効日について

改正後の福島県最低賃金の発効日については、最低賃金が、賃金の低廉な労働者の賃金の最低額の保障や労働者の生活の安定に寄与することが目的であることにかんがみ、冬季において、生活するに当たり特に必要とされる光熱費の物価が上昇する時期に着目した。

そこで、総務省統計局による「消費者物価指数」の「大分類」における「光熱・水道（電気代、ガス代、他の光熱（灯油））」、並びに「中分類」における「電気代」、「ガス代」及び「他の光熱（灯油）」について確認したところ、そのいずれの項目においても、11月からの物価上昇率が上昇している傾向が認められた。

改正後の最低賃金については、その時期より前に発効することが、労働者の生活の安定に寄与する等の法の目的にかなうと考えられることから、10月中の発効が最適であると判断した。さらに、10月中のどのタイミングが最も適切であるかという点についても検討を行ったが、それについては特段の差異を示すデータは認めなかった。

以上のことを踏まえ、法定発効とするのが妥当と判断したものである。

福島県内における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー・原材料価格の高騰に加え、人手不足や人件費の上昇等により、依然として厳しい状況にあることを踏まえ、最低賃金の引上げに対応しやすい環境整備のため、以下の要望を行う。

１　政府に対する要望

⑴　中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に基づき、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」及び「省力化投資促進プラン」を着実に実施するとともに、生産性向上や省力化投資、ＤＸ・ＧＸ、人材育成等への支援を総合的かつ継続的に推進されたい。

⑵　賃上げの原資確保のため、官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランを着実に推進するとともに、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣ及びＢｔｏＧの各分野における価格転嫁対策を一層強化されたい。また、「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大と実効性の向上を図り、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁が定着する環境整備を推進されたい。さらに、国が発注する契約については、最低賃金改定額が適切に反映されるよう契約変更等を含め柔軟に対応されたい。

⑶　社会保険料負担や「年収の壁」が、中小企業・小規模事業者の人材確保や労働者の就業調整の要因となっていることから、実効性ある制度の見直しや、中小企業・小規模事業者の負担軽減に資する支援策の充実を早急に講じられたい。

⑷　業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金及び人材開発支援助成金等については、最低賃金引上げの影響を受ける事業者が活用しやすいよう、制度の拡充及び周知を徹底するとともに、申請手続の簡素化や相談支援体制の充実を図られたい。

⑸　最低賃金制度の実効性確保のため、最低賃金額の周知徹底と履行確保に向けた監督・指導体制を一層強化されたい。

２　福島県に対する要望

⑴　国が実施する中小企業・小規模事業者向け支援策について、県内事業者が円滑に活用できるよう、制度周知、相談体制の充実及び県独自支援との連携など、実効性ある支援を講じられたい。

⑵　県内中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げを後押しするため、生産性向上、省力化投資、ＤＸ・ＧＸ、人材育成、事業承継等に係る県独自施策の充実を図られたい。

⑶　福島県が民間企業へ業務委託を行う場合は、最低賃金改定額が契約へ適切に反映されるよう、契約変更を含めた柔軟な対応を図られたい。

⑷　地方税における減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施されたい。

⑸　最低賃金改定額及び発効日について、事業者・労働者への周知を徹底するとともに、相談・支援体制を充実されたい。